

愛媛県立今治工業高等学校部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 本指針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」及び、平成31年3月に策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の健全な成長や教職員の業務負担の軽減に資するために定めたものである。
- (2) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、人間形成に極めて効果的な活動であるから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (3) 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績を作成する。
- (2) 年間の活動計画及び活動実績を生徒・保護者に公表する。
- (3) 複数の顧問配置に努め、ワークシェアリングにより業務負担を軽減する。
- (4) 専門的指導者不在の部活動においては外部指導者を活用する。
- (5) 管理職による部活動の観察や部顧問との面談を定期的に行う。
- (6) 教員の勤務時間管理を通して過重負担顧問との面談を実施する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に行う。
- (2) 体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。
- (3) 部顧問が不在の場合でも、無理のない安全な練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する。
- (4) 部顧問及び生徒に対して、事故発生時等の初期対応、連絡体制の周知を徹底し、心肺蘇生法・AED使用に関する研修を実施する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり1日以上以上の休養日を設ける。大会参加により、土・日曜日等に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。
- (2) 1日の活動時間は、原則として、平日は3時間程度、休日は4時間程度とする。公式試合や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。特別な理由で活動時間を延長する場合は部顧問が付き添って指導し、下校の安全にも特に配慮する。
- (3) 考查発表期間中や考查期間中、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり2日に相当する総休養日数を確保するよう努める。
- (4) 考查発表期間中・考查期間中の部活動については別途定める。
- (5) 熱中症事故の防止の観点から、気象庁や環境省の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。自然災害等の被害防止も含め、生徒の安全に配慮して活動の中止や活動時間の変更など、柔軟に対応する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 校長は、各部が参加する大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度にならないことを配慮して、参加する大会等を精査する。
- (2) 人数が揃わず、満足な活動ができない部がある場合には、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編や合同部活動の積極的な運用を図る。

※ただし、同好会の活動についても、これに準ずるものとする。